

令和 6 年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

日本全体を取り巻く人口減少・少子高齢化は、上野村においても共通の課題であります。特に、少子化については出生数が急減しており、政府が危機感を持って対策を強化してはいますが、歯止めのかからない状況が続いています。このことは日本の将来に暗い影を落とし、国民の将来不安が拭えないという厳しい現状があります。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合が高止まりしており、家族介護力や地域の共助力に弱まりが見られます。また、周辺自治体についても規模や程度に違いがあるものの同様の状況にあり、このことが上野村や上野村民の生活にどの程度の影響を及ぼすのかについて、視野を広げて議論を深めていくことが必要だと考えます。また、高齢化の後に死亡数が増加し人口減少が加速する「多死社会」が到来したことで顕在化した社会問題について、的確に捉える分析力が強く求められると感じています。このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、厳しい時代を迎える準備を行いつつ、目前にある生活課題や地域課題に向き合い、生きづらさを抱えて暮らしている人の現実から目をそらさずに私たちにできることを実践していきます。

令和6年7月から一万円券の肖像が40年ぶりに変わり、渋沢栄一になります。「日本資本主義の父」と呼ばれ実業家として知られる一方で、社会福祉事業に生涯をかけて情熱を注いだとも伝えられています。渋沢栄一が中央慈善協会（現：全国社会福祉協議会）初代会長に就任した明治という時代は「福祉」という概念すらなく、その苦労は筆舌に尽くし難いと想像します。時代は流れ令和となり、福祉という概念は普及・定着しましたが、私たち役職員一同は原点に立ち返り、相互扶助の精神を大切に、皆様が幸福を実感できる福祉社会の構築に情熱を注ぎます。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底に努め、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶励行を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりに努めます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供やご家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及びご家族に必要なサービスを常に考え、各々の職員から意見を取り入れて質の良いサービスの提供に努めます。

(3) 職員の資質の向上

利用者等に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上に努めます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業や障がい者支援を行っております。今後は障害者総合支援法に基づく障がい者福祉の充実や児童福祉事業、子育て世代へ支援の実施等にも努めます。

(5) 受託事業の拡大

現在実施しているほっとサポートやべんりサポート事業等において、地域住民の要望に応えられるように柔軟な事業の取り組みに努めます。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) 安全運転の実施

近年、運転者の不注意による交通事故やあおり運転が増加傾向にあります。職員一人ひとりが社協職員であることを意識し、安全運転に努めます。また、令和4年10月より機器を使用したアルコール検査が義務となり、運転する職員には検査を適切に実施します。

(8) その他

村民のために社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施に努めます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての知識の向上に努めていただくと共に確実な経営を目指します。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等に対応できる、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての知識を高めていただくよう努めていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役割です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての知識の向上に努めていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご提案やご意見をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅介護支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業（訪問ヘルパー）・居宅介護事業（障害者訪問介護）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助することを目的とする。

(3) 通所介護事業（デイサービス）

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障がいをもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者や障がい者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを積極的に行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動支援センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して仕事（作業訓練）の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし高齢者及び同居する家族のいる高齢者や障がい者の、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要とはしていないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯・産前産後の女性の方などを手助けするため職員を派遣し、日々の生活を援助する事業です。

(10) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障が

い者などのうち、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域や居宅において自立した生活が送れるよう、利用者が群馬県社会福祉協議会、上野村社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用、金銭管理、行政等への事務手続き、通帳等の預かりを支援するものです。

これらは、社協職員が務める専門員の指導の下、専門能力のある方や、研修を受けた一般の方が務める生活支援員が実施します。専門員や生活支援員は、利用者の生活全般に渡る相談を受け、上記支援や他の事業に結び付ける役割を担っています。

(1 1) 法人後見事業

成年後見制度は判断能力が十分でない方に法的な保護をする後見人を選定することにより、その生活を支えていく制度です。その事務は幅広く、ニーズも各々の生活状況や財産状況によって様々です。後見期間が長期になると、個人である第三者では後見事務を担うには限界があります。また、資産が少なく後見に対する報酬を準備できない場合、後見人を見つけることが困難となります。

法人後見事業を実施することにより、多くの課題や長期の支援が必要なケースについて社会福祉協議会が関与でき、被後見人にとって必要な支援を見つけ、各種福祉サービス等を提供していきます。

(1 2) 指定特定相談支援事業

指定特定相談支援事業は、障がいがある方の相談を専門に受け付ける事業で、生活上の悩みや問題に対応します。具体的には障がいのある本人や家族等からの相談対応や必要な情報の提供、福祉サービスの利用のサポートや権利擁護のために必要な支援を行います。「障がい者の介護支援専門員」のような存在として、評価（アセスメント）や観察（モニタリング）を通して要望（ニーズ）を探り、必要な支援を計画し、実行するようにします。

4. 事業への取組

(1) 居宅介護支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報の把握や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へは、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容での不都合になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供等を

行い、意向に沿った生活が送れるよう支援しに努めます。

令和6年度は制度改正の年であるため、利用者が不安や不満を抱かないよう説明に努めます。

上野村に住所のある方が、村外に住む家族の所へ滞在しサービスを利用する。また、村外に住所のある方が上野村のサービスを利用するなど利用の形が様々になっています。支援の漏れがないように今まで以上の満足できるサービス利用をしていただけるように努めます。

(2) 訪問介護事業（高齢者ホームヘルプ）

訪問介護事業の利用者数は施設入所等により減少傾向にあるのが現状です。

令和6年度訪問介護事業所では離島等相当サービスとして、既存のサービス継続と現状確認や案内確認を行い、利用者に対して柔軟に対応し、適切な支援を行っていきます。また、包括支援センターや保健福祉課との連絡を取り合い利用者の変化を早期に発見し、少しでも長く元気な生活が続けられるように支援していきます。

居宅介護事業（障害ホームヘルプ）は、今年度より、訪問介護事業（高齢者ホームヘルプ）が離島等相当サービスに変わる為、サービス提供ができなくなりますが、今まで提供してきた利用者の状況や個人の特性を考慮したサービスは、既存のサービスを活用し継続できるように対応していきます。

村民の皆様が安心して、少しでも長く上野村での生活が続けられるように努めていきます。

(3) 通所介護事業（デイサービス）

利用者や家族が安心して在宅生活が送れるようなサービスを行っていきます。

令和6年度も、引き続き多様性のあるサービス提供の充実化を図ります。家族のニーズや利用者の状況に応じ、可能な限り対応していきけるようにしていきます。体調の変化などに注視し、早期発見に努め、異変など感じた際は直ぐに関係機関に連絡し、少しでも長く在宅生活が送れるように努めます。

令和6年度は現在利用者の減少も著しい為、情報交換しっかりと行い、早期にデイサービスを利用いただき長く元気でいられるような対応もしていきたいと思います。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活が送れるように365

日24時間体制で介護等の支援を行っていきます。

令和6年度は入居者の生活の質向上のため、施設外へのドライブや施設周辺の散歩などの外に出るレクリエーション活動を増やしていきます。

年間通して感染症が流行している現状、マニュアルの整備や研修を通し、柔軟に対応できる体制を作ります。

(5) 生活福祉センター

入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送れるよう、住居部分を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、個別の計画をもとに安否確認、生活相談、健康相談、緊急時の対応を実施します。

入居者の皆様との信頼関係を第一とし、入居者の安心につながるような関係づくりを目指します。

令和6年度は、入居者の高齢化による、心身機能の低下が見られることから、異常に早く気づき、ご家族様と情報共有を進め、共に今後の入居者様の生活について考えられる様、さらに連携を図ります。また、新型コロナウイルス等の感染症のリスクは引き続きあるので、感染防止と入居者の生活の質を維持向上出来るよう努めます。

(6) 配食サービス

高齢者だけで暮らしている家庭や日中高齢者だけになる家庭や障がい者等に対して健康や栄養面の援助を行います。また、配達時に声掛けを行い、安否確認も行います。体調不良や緊急の場合は関係各所に連絡を取り、素早い対応ができるように努めます。

調理員や配達員の高齢化。食材費の高騰。仕入れ先の縮小等、現在のサービスを維持するのに厳しい環境ですが、誰でも調理出来る簡易な調理方法の確立。大手食材業者の一部導入を図り、今までよりもメニューのバリエーションを増やし、利用者に毎日の食事を楽しみにして頂けるように努めます。

(7) 障がい者地域活動支援センター

国の実施する「重層的支援体制整備事業」の「地域活動支援センター機能強化事業」により地域活動支援センターⅢ型の基準を満たしていることで、事業に安定感が出てきました。利用者の高齢化に伴う作業効率及び利用率の低下はあるものの、ペットボトル洗浄等新しい作業訓練にも挑戦する機会に恵まれ、活動の幅を広げています。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎支援などを行っていきます。また、高齢化に伴い、村外への院外処方受取が大変になってきた村民の方々も増えてきているため、新たな支援も展開していきます。

令和6年度は、引き続き孤立や身体機能の低下などの懸念がある方の早期発見や予防ために高齢者訪問等に力を入れます。村民個々の変化などに注視し、包括支援センターや保健福祉課と相談に必要な支援を行えるように努めます。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者や生活に不便を感じる一人親世帯や出産前後の女性などがまだまだ多くいます。それらの方々が上野村で安心して末永く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

令和6年度は、村民からの需要の高い「粗大ごみの回収」を中心に行います。また、「産前産後ヘルパー」を積極的に対応すると共に必要に応じた支援を展開していけるよう努めます。

(10) 日常生活自立支援事業

令和6年度も、関係機関との連携により、支援の必要な利用者を早期に発見すること。利用者の生活向上につながる支援を行うこと。適切な金銭管理を行い、利用者の財産を維持すること等に、取り組んでいきます。

現在5名の方が利用され、財産管理に留まらず、生活向上につながる支援を専門員、生活支援員一同重点的に行い、安定した生活を過ごされております。

また、本事業は今後、法人後見事業に移行する可能性のある方も含まれておりますので、当会として、長期的に支援出来る体制を整えます。

(11) 法人後見事業

令和5年に家庭裁判所より、当会を保佐人とする審判を1件受任し、引き続き、被保佐人が安心して暮らせるよう、入居先と連携し支援を行っております。

また、日常生活自立支援事業利用者を始めとする、身寄りの少ない、または親族の協力が得られない高齢者や障がい者等、法人後見が必要と思われる方の早期発見。村民に後見制度の理解促進を図っていきます。

(12) 指定特定相談支援事業

令和5年度は訪問介護事業所に依頼し、2件家事援助を行いました。
令和6年度は保育所に通園する療育が必要な障害児に対する計画相談を行う予定です。

また、本事業を必要とされる方の早期発見。村民に本事業の理解促進を図っていきます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

また、災害時の事を想定し、インスタグラムやFacebookを利用して新たな情報発信を行います。

6. 各種募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動等の募金活動に積極的に協力し努力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の異動などを定期的に行い、職員個々の能力の向上を目指します。

また、職員の資格取得のサポート、外部機関で実施される研修への参加を促進します。職員が積極的に業務に対して提案できるように職員提案制度をしっかりと活用します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問や地域サロンのほかに、各地区における共助が必要となっています。しかし、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業やべんりサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。また、他者との交流が少ない高齢者等へは積極的に訪問し上野村内の孤独死を少しでも防げるように努めます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後益々の村の福祉発展や向上及び充実のため、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を維持しながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備し確立するための助言や協力等を実施していきます。

10. 災害時の対応

上野村内にて発生する可能性のある様々な災害を想定し、職員の行動などを事前に考え想定します。同時に要配慮者等の避難想定も考えていきます。

災害発生時、上野村の災害ボランティアセンターの設置要望をもとに迅速にセンターの設置運営を行います

災害などの発生時には村民の避難誘導や介護の必要な方の受け入れを積極的に行うと共に、被災者や被災地域に必要な援助を行います。また、避難者への食事提供や毛布等の提供を行います。

11. 事業継続計画（BCP）について

自然災害や感染症災害発生時、社会福祉協議会にて継続すべき事業を明確にし、災害ごとに対応策を作成いたします。また、優先順位を低くした事業に関しても早期に再開できるように努めます。

12. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に認知していただくため、各地域に出向き「地域福祉活動や各種活動」を行うこととします。